

## 使用者賠償保険の主な免責条項

### < 1 > 次の事由に起因する身体障害

- (1) 保険契約者、被保険者またはこれら事業場の責任者の故意
- (2) 地震、噴火またはこれらによる津波
- (3) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- (4) 核燃料物質の放射性、爆発性その他有害な特性の作用
- (5) 風土病
- (6) 職業性疾病

### < 2 > 被保険者の下請け人またはその被用者が被った身体障害

### < 3 > 次に該当する損害賠償金または費用

- (1) 被用者またはその他の第三者との間に損害賠償に関する契約がある場合または法定外補償規定がある場合、その契約または規定がなければ、被保険者が負担しない損害賠償金または費用（いわゆる契約によって加重された責任を免責とするもの）
- (2) 同居の親族に対する損害賠償金または費用

### < 4 > 賃金を受けない日の第3日目までの休業

### < 5 > 労災保険法等によって給付を行った保険者が費用の徴収をすることにより、被保険者が負担する金額

例えば事業主が故意または重大過失によって政府労災保険の加入手続きをしていない間の労災事故の場合、政府はその保険給付に要した費用について事業主から徴収できるが、このような政府労災からの求償について免責とするもの。賠償事故とは性格が異なるため、免責となる。

**\* 業務災害補償制度で使用者賠償補償を備えた場合は、上記< 5 >は免責ではありません。**